

令和5年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る 新型コロナウイルス感染症への対応について

宮城県教育委員会
仙台市教育委員会
石巻市教育委員会

1 新型コロナウイルス感染症に係る基本対応（第一次募集）

受験者の状況		高校入試への受験対応・追試験申請	
		本試験当日	受験機会の確保
I	感染症罹患者	受験できない →追試験申請	①追試験の日程で受験 ②第二次募集の日程で受験 ③書類審査で対応
II	濃厚接触者 ^{注1} 又は 感染の可能性がある者 ^{注2}		
III	「I・II」に該当しないが、発熱等の症状がある者 ^{注3}	受験できない →追試験申請	①追試験の日程で受験

注1 陽性者の同居家族である者や、保健所・施設管理者から濃厚接触者と特定された者。

注2 新型コロナウイルス感染症罹患者が校内で確認され、学校保健安全法19条により学校長が感染の可能性がある者として個別に出席停止を要請している者。

注3 発熱症状がある場合は、基本的に追試験を受験する。平熱の高い受験者は、中学校を通してあらかじめ高校に相談し、中学校長・保護者確認の上、別室で受験することも可とする。

(1) 第一次募集に願した受験者が感染又は濃厚接触者・感染の可能性がある者に特定された場合 (上記「I」「II」の場合)

受験者の状況		出願校での受験対応		
		受験日	受験する試験内容	合格発表日
イ	本試験当日(3月6日(月))までに療養期間又は待機期間が終了している者	3月6日(月)	本試験	3月16日(木)
ロ	本試験を受験できなかった者のうち次のいずれかに該当する者 (イ)追試験当日(3月13日(月))までに療養期間又は待機期間が終了している者 (ロ)濃厚接触者及び感染の可能性がある者のうち受験可能な者 ^{注4}	3月13日(月)	追試験	
ハ	本試験及び追試験を受験できなかった者のうち次のいずれかの者 (イ)第二次募集当日(3月23日(木))までに療養期間又は待機期間が終了している者 (ロ)濃厚接触者及び感染の可能性がある者のうち受験可能な者 ^{注4}	3月23日(木)	国語・数学・英語の学力検査(第二次募集の学力検査問題)及び面接・実技・作文(出願校が第一次募集で課したもの)	3月23日(木) もしくは 3月24日(金)
ニ	本試験、追試験及び第二次募集の日程で実施する追試験を受験できなかった者		調査書等による書類審査	

注4 濃厚接触者及び感染の可能性がある者のうち受験可能な者とは、次の(i)~(iii)の条件をすべて満たす者をいう。

※ 保健所において濃厚接触者であることやPCR検査の結果が陰性であることを文書等で証明することは
ないため、入学志願者から受験可能な濃厚接触者等であることの申告をあらかじめ受け、下記(i)から(iii)
の条件を満たすことを確認した上で、終日別室において受験を認める。

(i) 初期スクリーニング検査（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政
検査）の結果、陰性であること。行政検査が実施されず自宅待機となっている者については、行政検査の
結果が得られないため、待機期間中、十分に健康観察を行い、無症状であることを以て、陰性と同等とみ
なす。

なお、行政検査の結果が得られない場合は、可能であれば抗原定性検査キット（「医薬品」の表示がある
もの）により陰性確認を行うことが望ましい。

(ii) 検査日当日も無症状であること（別紙2「健康状態チェックリスト」のすべての条件を満たすこと。）。

(iii) 検査日当日、公共交通機関を利用せず、検査会場に自家用車等で往復できること。

中学校は、あらかじめ交通手段の確保を家庭に依頼すること。

(2) 受験者の周囲（同一中学校に在籍している生徒・教職員等）で感染者が確認されたが、受験者は濃厚接触者
ではない場合の対応

受験者の状況		出願校での受験対応	
		受験日	受験する試験内容
イ	発熱等の症状がある場合 ^{注5}	3月13日（月）	追試験
ロ	発熱等の症状がない場合	3月6日（月）	本試験 ^{注6} （通常の教室で受験）

注5 発熱症状がある場合は、基本的に追試験を受験する。平熱の高い受験者は、中学校を通して3月2日（木）
までに高校に相談し、中学校長・保護者確認の上、別室で受験することも可とする。

注6 本試験の受験に際し、感染者が確認された中学校長から、「新型コロナウイルス感染症に対する精神的不安」
を理由に配慮申請があった場合は、当該中学校長と協議の上、該当する受験者の別室受験を認めることとする。

2 受験会場となる高等学校における対応

(1) 事前準備について

生徒・教職員に感染者が出る等の不測の事態が生じた場合、試験会場を消毒する等の対応が必要となる。3月6
日（月）の本試験を円滑に実施するために、3月3日（金）に会場準備を行い、4日（土）及び5日（日）は原則
として検査会場となる区域への生徒の立ち入りを制限し、当日に備える。

(2) 各検査前に生徒・教職員の感染及び濃厚接触者が確認された場合

- 当該高等学校内の消毒等を徹底し、予定どおり入学者選抜を実施する。
- 校長が感染した場合は、教頭がその職務を代行し、また、校長及び教頭が感染した場合は、教育委員会から職
員を派遣し、その職務を代行することで、円滑に入学者選抜が実施できるよう措置する。
- 教職員の感染者が複数に及んだ場合は、教育委員会から職員を派遣し、その業務を代行することで、円滑に入
学者選抜が実施できるよう措置する。

3 円滑な高等学校入学者選抜の実施に向けた対応

- (1) 生徒及び教職員は、マスクの着用やうがい、手洗いの励行等、新型コロナウイルス感染症予防を徹底すること。
- (2) 生徒・教職員に感染が確認された場合は、速やかに県教育委員会（高校教育課）に報告し、対応を協議すること。
- (3) 発熱、咳等がある教職員は勤務を控え、速やかに医療機関を受診させる等、新型コロナウイルス感染症予防に万
全を期すこと。

4 その他

調査書の取扱いについては以下のとおりとする。

- 入学者選抜資料として調査書を活用するにあたって、出席日数や学習評価の内容等の記載により不利益を被る
ことのないようにする。
- 諸活動の記録や指導上参考となる諸事項等の記載が少ないことをもって、入学志願者が不利益を被ることがな
いようにする。